第十七条の四第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に改め、「ついて」の下に「相続、」を加え、「あつた」を「あつた」に、「法人又は」を「者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。第四十六条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「法人」を「者」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の見出しを「（登録認証機関の登録）」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「外国」を「国内」に、「により第十四条第一項」を「において第十条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十一条第一項、第十二条第一項」に、「第十九条の三又は第十九条の四の認定」を「第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証」に、「第二十条第一項及び第二十条の二第一項」を「第六十五条第一項及び第六十六条第一項」に、「認定」を「認証」に、「を除く」を「に限る」に、「手続に従い」を「ところにより」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に、「第十七条の二第一項各号」を「第十六条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の一節及び節名を加える。

第二節　適合の表示

第十三条　取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告その他の農林水産省令で定めるもの（以下「広告等」という。）に、その農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格（第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）に適合することを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示（以下「適合の表示」という。）を付することができる。

2　第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第三節　登録認証機関

第十七条中「法人は」を「者は」に改め、同条第一号中「その法人又はその業務を行う役員が」を削り、「の規定により」を「又はこの法律に基づく処分に違反し、」に、「なくなつた」を「なくなった」に、「もの」を「者」に改め、同条第二号中「第十七条の十二第一項」を「第二十六条第一項」に、「第十九条の九第一項」を「第三十五条第一項」に、「法人」を「者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から一年を経過しないものを含む。）」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十七条を第十五条とする。

第十七条の二第一項中「第十六条第一項」を「第十四条第一項」に、「者（以下」を「者（第二号において」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「製品の」を削り、「基準」の下に「であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるもの」を加え、「法人」を「もの」に改め、同項第二号中「、その」を「、被認証事業者（当該登録申請者の」に、「製造業者等、」を「取扱業者」に、「外国製造業者等（本邦に輸出される農林物資を」を「外国取扱業者（外国において農林物資の」に改め、「外国において」を削り、「製造し、加工し、又は輸出すること」を「生産、販売その他の取扱い」に、「本邦に輸出される農林物資の」を「外国において農林物資を」に、「外国における生産業者」を「生産することを業とする者」に、「当該農林物資」を「外国において農林物資」に、「輸出業者」を「販売することを業とする者」に、「又は外国小分け業者（本邦に輸出される」を「若しくは外国小分け業者（外国において」に、「（以下「被認定事業者」という」を「又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱い等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱業者をいう。以下同じ」に改め、同号イ中「あつては、被認定事業者」を「あっては、被認証事業者」に改め、同号ロ中「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であった」に改め、同号ハ中「登録申請者の」を「登録申請者（法人にあっては、その」に、「役員が」を「役員」が」に、「被認定事業者」を「被認証事業者」に改め、「当該」を削り、「であつた」を「であった」に改め、同条第二項中「登録台帳に記帳して」を「登録認証機関登録台帳に記載して」に改め、同項第二号中「登録認定機関の」を「登録認証機関の氏名又は」に改め、「住所」の下に「並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を加え、同項第三号中「登録認定機関が認定」を「登録認証機関が認証」に改め、「種類」の下に「又は農林物資の取扱い等の方法の区分」を加え、同項第四号中「登録認定機関」を「登録認証機関」に、「認定を」を「認証を」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「前項」を「前項各号」に改め、同条を第十六条とする。

第十七条の三第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第五項中「行われなかつた」を「行われなかった」に、「失つた」を「失った」に改め、同条を第十七条とする。

第四章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　日本農林規格による試験等

第一節　試験等

（試験等）

第四十二条　試験等を業とする者（国内において試験等を行う者に限る。第四十四条第二項第二号において「試験業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格（第二条第二項第三号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。以下この章において同じ。）による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、農林水産省令で定める標章（以下「登録標章」という。）を付した証明書を交付することができる。

（登録）

第四十三条　前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、センターに、当該申請が次条第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（登録の基準）

第四十四条　農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をした者の試験所（試験等を行う場所をいう。以下同じ。）が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であって試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

2　登録は、次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載して行う。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた試験業者（以下「登録試験業者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録試験業者の試験所の名称及び所在地

四　登録試験業者が行う試験等の方法の区分

3　農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（登録の更新）

第四十五条　登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。